

押さえておきたい 働きやすい職場づくりのポイント

知っておこう 働き方改革の考え方



① はじめに 働き方改革とは

● 昨今の経済・社会環境の変化に伴い、定年年齢の引上げ、再雇用制度の整備、勤務時間の短縮、休暇制度の充実、ジェンダーレスな人材の登用等に行われるように、雇用・労働習慣は変わりつつあります。今国会の働き方改革関連法成立は、職場における多様な働き方を理解するきっかけともいえるでしょう。

● 本特集では、私たちの働く環境づくりに主眼を置き、すべての役員が、今押さえておきたいポイントを紹介します。

(本誌編集部)

平成三〇年六月二十九日、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(以下、「働き方改革法」という)が成立しました。成立までを簡単に振り返ると、安倍晋三内閣総理大臣を議長とする「働き方改革実現会議」において議論した内容が平成二九年三月二十八日に「働き方改革実行計画」としてまとめられ、同計画を前提に労働政策審議会における議論が重ねられた後、労働政策審議会の平成二九年九月一五日付け答申を受けて、厚生労働省が平成三〇年四月六日に働き方改革法案を国会に提出し、今般、成立に至ったものです。

この間、「働き方改革」という言葉は流行語のごとく使用されてきました。しかし、働き方改革の目的や、働き方改革により

実務がどう変化するかという点については、未だ十分に周知されていない側面があります。そこで、本稿では、経営層や法務・人事担当者を中心に理解しておくべき働き方改革のポイントを解説いたします。



シティユーワ法律事務所
弁護士 宗形 徹也



2006年慶應義塾大学大学院修了、2007年弁護士登録(東京弁護士会)。労働法を中心とする企業法務全般や商事訴訟を含む各種紛争を取り扱う。

